

# いばら 市議会だより

【目次】

11月臨時会及び	
12月定例会	2 P
委員会報告	4 P
一般質問	6 P
議会への提案回答	10 P
市民の声を聴く会	11 P
編集後記等	12 P

発行／井原市議会  
編集／井原市議会広聴広報委員会



E-mail: [gikai@city.ibara.lg.jp](mailto:gikai@city.ibara.lg.jp)  
TEL 62-9535 FAX 62-9556



# 11月臨時会

11月29日  
(1日間)

11月臨時会における議案の案件名と議決結果は次のとおりです。

議案番号	件名	議決結果
その他		
議案第56号	工事請負契約の変更について	原案可決 (全会一致)

# 12月定例会

12月6日~12月21日  
(16日間)

12月定例会における各議案の案件名と議決結果は次のとおりです。

議案番号	件名	議決結果
予算議案		
議案第57号	令和3年度井原市一般会計補正予算(第8号)	原案可決 (全会一致)
議案第58号	令和3年度井原市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決 (全会一致)
議案第59号	令和3年度井原市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決 (全会一致)
議案第60号	令和3年度井原市水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決 (全会一致)
議案第61号	令和3年度井原市病院事業会計補正予算(第2号)	原案可決 (全会一致)
議案第62号	令和3年度井原市簡易水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決 (全会一致)
議案第63号	令和3年度井原市下水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決 (全会一致)
予算議案(追加議案)		
議案第67号	令和3年度井原市一般会計補正予算(第9号)	原案可決 (全会一致)
条例議案		
議案第64号	井原市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)
その他		
議案第65号	岡山市市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び岡山市市町村総合事務組合規約の変更について	原案可決 (全会一致)
議案第66号	工事請負契約の変更について	原案可決 (全会一致)
その他(追加議案)		
議案第68号	人権擁護委員候補者の推薦について	同意 (全会一致)
決議		
決議第1号	議案第57号 令和3年度井原市一般会計補正予算(第8号)に対する附帯決議について	原案可決 (全会一致)
請願・陳情		
請願第4号	特別養護老人ホーム「星の郷」の美星での運営存続に関する請願	趣旨採択 (全会一致)
請願第5号	再犯防止推進計画に関する請願書	採択 (全会一致)

## 1 2月市議会定例会において審議された主な議案の概要について

### ・議案第57号 令和3年度井原市一般会計補正予算（第8号）について

- ◎補正額 6,690万円
- ◎補正後の予算総額 238億9,440万円（前年同期比22.0%減）

#### ■歳出の主なもの

各費目	人件費（特別職・一般職・会計年度任用職員）	△6,503万3千円
総務費	ふるさと納税事業	6,678万7千円
	<u>いばらぐらし支援メニュー</u>	
	（いばらぐらし住宅新築等補助金・分譲宅地開発助成金）	1,129万6千円
	地区集会所等整備事業費補助金	18万8千円
衛生費 （感染症対策費）	新型コロナワクチン接種事業	3,336万3千円
	幼児・児童・生徒の感染予防（マスク配布）	400万円
	学校園における感染防止対策	800万円
	学校園等の各クラス（178学級）に自動手指消毒器を、各校園に1台ずつ顔認証型サーマルカメラを設置する。	
	指定管理施設休業協力金	490万円
	井原保健センター・働く婦人の家 感染防止対策	250万円
	感染防止対策として、非接触で使用できる環境（自動水栓）に整えるよう、設備を更新する。	
	庁舎等公共施設感染防止対策（飛沫防止パネルの整備）	300万円



## 令和3年度井原市一般会計補正予算（第8号）に対する附帯決議を可決

### ・決議第1号 議案第57号 令和3年度井原市一般会計補正予算（第8号）に対する附帯決議について（全会一致で原案可決）

令和3年度井原市一般会計補正予算（第8号）第3条の債務負担行為の補正中、ホテル・旅館誘致等促進事業補助金について、今後は、井原市補助金交付規程及び井原市ホテル・旅館誘致等促進事業補助金交付要綱に定める手続きに沿って、最終的な認定事務を行うこと。

- 1 事務を進めるに当たっては、井原市ホテル・旅館誘致等促進事業補助金交付要綱を遵守し、井原市補助金交付規程第3条に規定する市長への提出書類を必ず求め、第2条の公益上の必要性を精査し、認定に当たること。
- 2 ホテル本体や周辺環境が、星空版世界遺産に認定された要件定義を超えないことの誓約書を取り交わし、認定に当たること。
- 3 井原市の公金である補助金交付事業であり、ホテル建設地も井原市が関連する案件であることを鑑みて、ホテル完成後の紛争・訴訟等の免責条項について協定書を取り交わし、認定に当たること。

※附帯決議とは、議案を議決する際に付け加えられる議会の要望のことをいいます。法的な効果（強制力）はなく、政治的に尊重されるべきものとされています。

総務文教委員会

議案1件を審査

〈議案第64号 井原市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について〉

Q. 現状ふるさと納税

の使い道として教育、文化、環境と3つの分野としていたが、なぜここで教育・文化、産業・交流、健康・医療・福祉、環境・防災・防犯・都市基盤とこれだけ増やす必要があるのか。

A. 最初はふるさと納税の理念が3つの分野でスタートした。現在、ふるさと納税の寄附額が増加してきたこともあり、本市の独自性のある事業の子育て支援、井原デニム、星空観光といった様々な事業へ充当し、井原市の魅力を発信していくために、

この度の改正を提案した。この度の改正を提案した。この度の改正を提案した。この度の改正を提案した。

7千円、文化分野へ214万2千円、環境分野へ662万3千円で、指定がないものが1千89万5千円である。

原案可決



12月16日開催

市民福祉委員会

請願2件を審査

〈請願第4号 特別養護老人ホーム「星の郷」の美星での運営存続に関する請願〉

趣旨採択

〈請願第5号 再犯防止推進計画に関する請願書〉

採択

所管事務調査

〈放課後児童健全育成事業について〉

Q. 17クラブの運営状況について。

A. 利用児童数は498人。保護者負担金は3千5千円/月。(令和3年4月1日現在)

Q. 保護者が中心となって運営しているクラブについて。

A. 17クラブ中11クラブ。

ブ。

Q. 業務委託しているクラブ数と委託内容について。

A. 11クラブ中10クラブが一部の業務を外部委託しており、委託している業務は経理事務。

〈3回目のワクチン接種について〉

Q. 3回目のワクチン接種について。

A. 接種対象者は18歳以上で、2回目の接種完了から原則8カ月以上経過した人。接種券は8カ月経過する月の前月25日頃までに届く予定で、接種券が届いたら予約・接種が可能。

Q. 原則8カ月以上経過とのことだが、6カ月以前倒しになった場合の対応について。

A. 必要なワクチン量

がきちんと国から届けば、前倒しすることは十分可能であり、接種券についても対応可能。

Q. 交差接種に関する周知について。

A. 国の指針では、3回目の接種に使用するワクチンは、1、2回目の接種に用いたワクチンの種類にかかわらず、メッセンジャーRNAのワクチンを用い

12月15日開催

るので、交差接種については可能であり、接種券を発送する際に案内や市の広報を使って周知に努める。



# 建設水道委員会

12月14日開催

## 所管事務調査3件を実施

### 所管事務調査

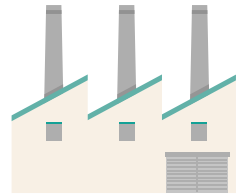
〈稲倉産業団地の今後の工事予定について〉

Q. 企業立地に伴う地元説明会について。  
A. 市が誘致した案件であるため、説明会等については、市が地元

と企業を仲介しながら、地元に影響が出ないよう進めていく。

Q. 立地企業への水の供給について。

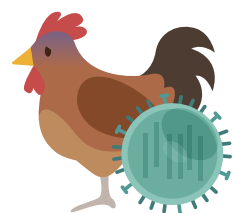
A. 水の供給については、従来の計画どおり工業用水ではなく、上水道を供給することになっていく。



〈福山市で発症した高病原性鳥インフルエンザへの本市の対応について〉

Q. 発症からその後の経過説明について。  
A. 12月6日、福山市の養鶏場において鳥インフルエンザの簡易検査で陽性が確認され、その農場の堆肥が井原市の養鶏場に運ばれており、関連農場になると県から連絡を受けた。翌7日には、県の対応で石灰を撒いてブ

ルーシートで覆い、堆肥の封じ込め処理を行った。その際に、鳥のPCR検査を行っており、その結果も陰性であったため、堆肥の留め置き期間を経て、問題がなければ通常営業に戻ることになる。



〈仁井山公共残土処理場整備計画について〉  
整備計画の進捗状況を確認した。

# 予算決算委員会

12月17日開催

## 議案7件を審査

〈議案第57号 令和3年度井原市一般会計補正予算(第8号)〉

Q. ホテル・旅館誘致等促進事業補助金の債務負担行為補正について、このたびの補正予算に上げてくるだけの

明確な申請書類が提出され、審査もされているという理解でよいか。

A. 12月3日に事業認定申請書が提出され、受付を行ったが、添付書類の一部が不足していたため、申請書の補正・提出を求めている。

Q. 添付書類の一部が不足していたということ

とだが、書類不備の申請をなぜ受け付けることができたのか。

A. 行政手続条例に基づき、受けた申請の審査を遅滞なく開始したが、要件が整っておらず、今は申請を保留にしている。添付書類が整った時点で改めて審査に入ることとしている。 **原案可決**



〈議案第57号 令和3年度井原市一般会計補正予算(第8号)〉に対する附帯決議について

第3条の債務負担行為補正中、ホテル・旅館誘致等促進事業補助金に係る附帯決議を付することの動議が出され、全会一致で、その附帯決議を付することに決定した。

原案可決

〈議案第58号 令和3年度井原市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)〉議案第63号 令和3年度井原市下水道事業会計補正予算(第1号)〈

原案可決



通学路の安全対策について

無所属

三宅 みやけ

文雄 ふみお

**問** 園児、児童、生徒の交通安全及び防犯対策の現状と課題について以下5点を伺う。

①教育の現場における安全教育について②通学路の安全点検について③通学路の構造上の安全対策について④保護者、地域との連携について⑤防犯カメラの設置について。

**答** ①子どもの発達段階に沿って行っている。幼稚園では、定期的に道路の歩行を中心とした交通安全教室を実施している。また、小・中学校段階においては、自転車教室等の交通安全を行い、指導項目を繰り返し指導することで安全意識の定着を図っている。また、危険な場面を想定し考

えさせ、実践的な行動に結びつけるよう安全指導を行うほか、警察等と連携して防犯教室も実施している。②各学校では、保護者や地域の方から情報提供をいただいたり、教職員が下校指導する中で危険箇所の点検を行ったりすることで通学路の安全確認を行い、危険箇所については、整備要望書を提出していただき、現地調査を実施、改善が図られるよう関係機関に働きかけている。③具体的に改善されたものとしては、通行者が転落する恐れがある箇所へは防護柵や溝蓋の設置及び注意を促すための視線誘導標やラバーポールを設置、歩行者と車両との通行

区分を明確に示す区画線などの道路標示等ができています。そのほか突発的な支障木や道路の陥没等、緊急を要する場合については、その都度、現場の状況に応じた安全対策を関係機関と連携して実施している。④児童の登下校の見守り、横断歩道などのポイントでの指導、声かけなどを行っていたりしている子ども見守り隊の活動や、各地区で児童生徒の登下校中のパトロール活動に取り組んでいたたりしている青色防犯パトロール隊の活動がある。⑤それぞれの地区において、市の補助金を活用して、通学路を含めた必要箇所に設置していただいている。



星空保護区コミュニティ部門の認定を生かした今後の観光振興について

無所属

西村慎次郎 にしむらしんじろう

**問** 星空保護区コミュニティ部門の認定までの取組内容について

**答** コミュニティ部門への認定の条件として、①光害を防止する条例が施行されていること、②屋外照明に関しては、温かみのある電球色であって上方への光漏れがないこと、③地域住民や地域関係者の星空保護への理解や光害に関する啓発活動、④星空ツアー体験などの体験プログラムが定期的に行われていることなどがある。令和2年10月から令和3年3月にかけて、美星町の防犯灯や本市

所管施設の屋外照明、さらには国道、県道沿いの岡山県所管の道路照明、合わせて740か所を星空保護区の認定基準を満たす器具へ順次交換し、すべての準備が整い、令和3年4月28日付で認定申請を完了した。



**問** 美星町内の観光客の受け皿整備(ソフト面・ハード面)について

**答** (ソフト面)旅行者からのツアー造成の引き合いが増えているため、美星町観光協会の主催で星空ガイドの養成に取り組んでいた。令和3年11月には、神戸市内から学生を招き、地域資源を巡るフィールドワークを行うとともに、関西圏からの企業関係者を招いてのワークショップも二回ツアーを実施した。

【ハード面】星空観望の拠点となる美星天文台において、星つ子広場の整備や駐車場の拡張工事、観望デッキの拡張、館内の新しい映像展示タワーウォールが完成し、施設としての魅力が大いに向上した。

今後は、美星町観光協会が中心となり立ち上げられた、産学金官民で構成する「星の郷まちづくりコンソーシアム」でまとめられたアイデアや意見をもとに事業計画を策定し、取り組んでいきたい。





学校給食費の公会計制度導入・  
中学校制服の見直しについて

無所属 三宅 孝之

**問** 令和元年に文部科学省は、学校給食費の徴収に関する公会計化等の推進で次のように通知している。「教

員の働き方改革の方策として、学校給食費等の学校徴収金について、未納金の督促も含めたその徴収管理について、基本的には学校教師の本来の業務ではなく、学校以外が担うべき業務であり、地方公共団体が担っていくべきである。学校給食費の公会計化の取組を一層推進

制服を選択できるような見直す動きがあるが、本市の中学校制服の考えについて伺う。

**答** 公会計化のシステム導入で、導入経費や維持管理経費が発生することや職員の増員を図る必要があることが想定される。さらに給食を直前で止めることが難しくなったため保護者にご負担をかける場合もあると聞いている。県内の自治体の動向を参考にしながら、引き続き研究を進めていく。

**答** 井原市では、学校の制服の取り扱いに関して、各学校で決定をしており、生徒や保護者から制服変更の要望があれば、学校と保護者で協議していく。防寒対策では、市内全中学校において、華美でないストッキングの着用、登下校での体操ズボン・ウインドブレーカーの着用を許可している。

進いただきますようお願いいたします。昨年12月定例会で公会計化導入についての質問に、「県内14市と情報の共有を図りながら公会計化について研究していると

**問** 現在、ジェンダーレスの観点から、スカートとスラックスを選択できるような制服を見直す動きが広がっている。また、寒さから体を守る観点から



**問** 地区公民館職員の勤務日数等の処遇について。

**問** 地区公民館は市が目指す公民館機能を果たしているか。

**問** 人口減少に伴う地域コミュニティへの統合、再編について。

**答** 市内13地区に地区公民館を、市全域を対象として中央公民館を、さらに芳井公民館に4つの分館を設置している。そのうち井原地区の11公民館に館長と公民館主事を配置している。処遇については、館長は不定期勤務、主事は週32時間勤務とし、地域の実情に応じた勤務形態としている。

**答** 公民館は生涯学習の拠点としての機能を果たすべきであり、地区の特性に応じた管理運営ができていないと考えている。

**答** 自治会や自治連合会は地縁などにより形成されているので、統合等は地域の実情によって地域内で検討されるものと考えられる。

**問** 地区公民館の利用者の推移について。

**問** 公民館職員の手不足について。

**問** 市と自治会の今後の関係性について。

**答** 地区別の傾向としては、出部公民館など新築時には利用者数が増加しているが全体的には横ばいである。今後は活発な事業が行

**答** 館長は公民館運営審議会からの推薦で、主事は公募により任用している。主事の応募資格は地区住民であることとしている。市役所定年者の再任用として、公民館主事への任用は考えていない。

**答** 自治会は地域の様々な分野で活動されており、市も自治会や自治連合会と連携して地域づくりに努める。

**問** 地区公民館機能

**答** 公民館は生涯学習の拠点としての機能を果たすべきであり、地区の特性に応じた管理運営ができていないと考えている。

**答** 公民館は生涯学習の拠点としての機能を果たすべきであり、地区の特性に応じた管理運営ができていないと考えている。

**問** 公民館職員の手不足について。

**答** 館長は公民館運営審議会からの推薦で、主事は公募により任用している。主事の応募資格は地区住民であることとしている。市役所定年者の再任用として、公民館主事への任用は考えていない。

**問** 市と自治会の今後の関係性について。

**答** 公民館は生涯学習の拠点としての機能を果たすべきであり、地区の特性に応じた管理運営ができていないと考えている。

**問** 地区公民館機能

**答** 公民館は生涯学習の拠点としての機能を果たすべきであり、地区の特性に応じた管理運営ができていないと考えている。

**答** 公民館は生涯学習の拠点としての機能を果たすべきであり、地区の特性に応じた管理運営ができていないと考えている。

**問** 地区公民館機能

**答** 公民館は生涯学習の拠点としての機能を果たすべきであり、地区の特性に応じた管理運営ができていないと考えている。

**答** 公民館は生涯学習の拠点としての機能を果たすべきであり、地区の特性に応じた管理運営ができていないと考えている。

地域自治の推進について

無所属 山下 憲雄



われよう努めていく。

**問** 地区公民館は市が目指す公民館機能を果たしているか。

**答** 公民館は生涯学習の拠点としての機能を果たすべきであり、地区の特性に応じた管理運営ができていないと考えている。

**問** 地区公民館は市が目指す公民館機能を果たしているか。

**答** 公民館は生涯学習の拠点としての機能を果たすべきであり、地区の特性に応じた管理運営ができていないと考えている。

**問** 人口減少に伴う地域コミュニティへの統合、再編について。

**答** 公民館は生涯学習の拠点としての機能を果たすべきであり、地区の特性に応じた管理運営ができていないと考えている。

**問** 公民館職員の手不足について。

**答** 館長は公民館運営審議会からの推薦で、主事は公募により任用している。主事の応募資格は地区住民であることとしている。市役所定年者の再任用として、公民館主事への任用は考えていない。

**問** 公民館職員の手不足について。

**答** 館長は公民館運営審議会からの推薦で、主事は公募により任用している。主事の応募資格は地区住民であることとしている。市役所定年者の再任用として、公民館主事への任用は考えていない。

**問** 市と自治会の今後の関係性について。

**答** 公民館は生涯学習の拠点としての機能を果たすべきであり、地区の特性に応じた管理運営ができていないと考えている。

**問** 市と自治会の今後の関係性について。

**答** 自治会は地域の様々な分野で活動されており、市も自治会や自治連合会と連携して地域づくりに努める。

**問** 市と自治会の今後の関係性について。

**答** 自治会は地域の様々な分野で活動されており、市も自治会や自治連合会と連携して地域づくりに努める。

**答** 自治会は地域の様々な分野で活動されており、市も自治会や自治連合会と連携して地域づくりに努める。

**問** 市と自治会の今後の関係性について。

**答** 自治会は地域の様々な分野で活動されており、市も自治会や自治連合会と連携して地域づくりに努める。

**答** 自治会は地域の様々な分野で活動されており、市も自治会や自治連合会と連携して地域づくりに努める。

**問** 市と自治会の今後の関係性について。

**答** 自治会は地域の様々な分野で活動されており、市も自治会や自治連合会と連携して地域づくりに努める。

**答** 自治会は地域の様々な分野で活動されており、市も自治会や自治連合会と連携して地域づくりに努める。



国民健康保険税の子どもに係る  
均等割額の軽減について 他1件

日本共産党

原田 敬久  
はらだ たかひさ

**問** 国民健康保険税の子どもに係る均等割額が軽減される。対象は小学校入学前の子ども、軽減額も5割にとどまっている。国の軽減措置に本市が上乘せをして均等割保険額を軽減してはどうか伺う。

**答** 財源が必要だが、一般会計からの繰入れ、繰越金の活用は考えていない。制度の拡充については国に求めていきたいと考える。

**答** 令和2年度末で国保加入世帯は5千211世帯。滞納世帯は784世帯。率は15%。

**問** 本市の国保税滞納率は岡山県で2番目に高い。現在国保に加入している未就学児の数、これによって生じる市の影響額はどれくらいか。

**答** 未就学児の人数は114人。影響額は約148万円。

**問** 子どもの均等割額をすべてなくすには427万円。井原市の国保会計は4億円の赤字である。一部を回すことはできないか。

**答** 突発的な医療給付費の上昇、税込不足に対応するためのもので、こうした税の減免に活用することは考えていない。

**問** 井原市奨学資金貸付制度をより利用しやすくするために、

連帯保証人・保証人を廃止してどうか。全国の貸付型の奨学金の回収率は98・3%である。本市において奨学金を返せなかったという事例はあるか。

**答** 学校卒業後の就業が未定であることから、連帯保証人は必要である。また、本市において滞納者はいない。



学校内での指導上のトラブルの  
相談受付と解決について

無所属

多賀 信祥  
たが のぶよし

**問** 指導上のトラブルを児童・生徒が相談できる窓口はどのようなものがあるか。

**答** 学校内での指導上のトラブルが発生したら、まず学校へご相談いただきたい。学校へ相談しにくい場合には、井原市教育相談室がある。

**問** どのような方法で解決していくのか。

**答** 事案を認知したらすぐに聞き取り調査等を行い、事実関係を明確にし、解決に向けた対応をとっている。必要に応じて相談相手のプライバシーや人権に配慮しながら関係機関と連携し、課題解決に向け対応する場合もある。学校の相談体制は、担任、養護教諭を

はじめ、教職員の誰に相談してもよいことを日頃から児童・生徒に伝え、相談しやすい雰囲気づくりに努めたり、定期的にアンケートを取って教育相談を行ったりすることで情報収集し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう努めている。

問題として対応していく必要がある。現在コンプライアンス遵守等についての通知や啓発文書等を各校へ送付し、各校で指導の在り方について随時確認しながら進めているところだが、今後適切な指導を行うためのガイドラインの策定等も研究していきたい。

**問** 体罰・暴言等不適切な指導に関する取組を教育大綱やガイドラインなどに明記している自治体もあるが、今後教育大綱等に定めていく考えはあるか。

**答** 教職員の不適切な指導は、児童・生徒の心身に対して重大な影響を与える可能性もあり、学校内での指導上のトラブルを人権

相談しやすい雰囲気であるとか、学校内の誰に相談してもいいということをしつかり投げかけていく。指針やガイドラインにまとめて、出すほうがより実効性があるかもしれない。

議会だよりに掲載している一般質問は、発言を要約して、質問した議員本人の原稿に基づいて掲載しています。





ふるさと井原の未来を創る  
ひとづくり事業について 他1件

無所属

沖久 教人

**問** ふるさと井原を愛し、ふるさと井原のために実行し、井原への確かなアイデンティティーをもった人材育成に取り組んでいく。ふるさと井原について伺う。①ひとづくり事業の現状について。②井原志民力の向上について。

**答** ①本事業は、令和元年度よりふるさと井原を自らの手で創り出そうとする人材育成と、それを支える人と人とのつながりの形成を図ることを目的に、就学前教育から義務教育、高校教育の縦のつながりと、学校教育と社会教育の横のつながりを重視した取り組みを継続、拡充している。今年度は新たに、「ゆ

めここ☆Lab@井原」をスタートさせ、市内3高校の相互連携と地域連携を促進するとともに、高校の魅力化と高校生の夢や志の実現を応援する取り組みも行ってきている。②本事業で向上を目指す資質、能力を市独自に「いばら愛」やり抜く力「まき込む力」の3点に整理したものである。

**問** 本市における観光まちづくりについて。①市長が掲げる観光まちづくりについて。②観光交流課と観光協会、市民団体との連携について。③観光を担う人材の育成について。

**答** ①1点目として観光光プロモーションを積極的に展開して

く。2点目として観光客の回遊性を高め、滞在時間を延ばすことで観光による消費拡大に努める。3点目として観光客の受け入れ態勢を整備していく。②観光地経営の視点に立つた観光地域づくりの働き取り役として観光地域法人などの研究をしていきたい。③観光スポットをただ見てもらうだけではなく、裏側にある歴史や物語を相手に伝え、感動させるガイドのおもてなしの能力が重要である。市全体でガイド同士が意見交換や学べる体制づくりを進めるなど関係団体との連携を図りながら、人材の育成や活動ができる環境づくりに取り組んでいきたい。

る観光まちづくりについて。②観光交流課と観光協会、市民団体との連携について。③観光を担う人材の育成について。

る観光まちづくりについて。②観光交流課と観光協会、市民団体との連携について。③観光を担う人材の育成について。

る観光まちづくりについて。②観光交流課と観光協会、市民団体との連携について。③観光を担う人材の育成について。

る観光まちづくりについて。②観光交流課と観光協会、市民団体との連携について。③観光を担う人材の育成について。

る観光まちづくりについて。②観光交流課と観光協会、市民団体との連携について。③観光を担う人材の育成について。

**問** 3歳児健診時における弱視の屈折検査について伺う。①本市の3歳児健診時の視力検査の状況について。②屈折検査機器の導入の考えについて。

**答** ①母子保健法に基づき月1回の3歳児健診の際に全員を対象に視力検査を実施している。視力検査において、視力が低い可能性のある幼児などに対しては、令和元年8月より屈折検査を導入し、視能訓練士の指導により、弱視などの目の病気の早期発見、早期治療につなげている。令和2年度の状況は視力検査を受けた3歳児のうち、約3割に当たる66人の幼児が屈折検査

を受けている。②屈折検査機器については井原市民病院から借用し、対応している。このため、検査機器の購入は考えていないが、屈折検査の重要性は認識しており、令和4年度からは改訂された日本眼科医会による「3歳児健診における視覚検査マニュアル」に基づき、全3歳児を対象として屈折検査を行う予定である。今後も屈折検査を継続して実施していき、目の病気の早期発見、早期治療につなげ、子どもたちの目の健康への支援に努めていきたいと考えている。

**問** 観光ボランティアガイドの育成について伺う。

る観光まちづくりについて。②観光交流課と観光協会、市民団体との連携について。③観光を担う人材の育成について。

る観光まちづくりについて。②観光交流課と観光協会、市民団体との連携について。③観光を担う人材の育成について。

る観光まちづくりについて。②観光交流課と観光協会、市民団体との連携について。③観光を担う人材の育成について。

る観光まちづくりについて。②観光交流課と観光協会、市民団体との連携について。③観光を担う人材の育成について。

る観光まちづくりについて。②観光交流課と観光協会、市民団体との連携について。③観光を担う人材の育成について。

る観光まちづくりについて。②観光交流課と観光協会、市民団体との連携について。③観光を担う人材の育成について。

る観光まちづくりについて。②観光交流課と観光協会、市民団体との連携について。③観光を担う人材の育成について。

る観光まちづくりについて。②観光交流課と観光協会、市民団体との連携について。③観光を担う人材の育成について。

る観光まちづくりについて。②観光交流課と観光協会、市民団体との連携について。③観光を担う人材の育成について。



3歳児健診時における弱視の  
屈折検査について 他1件

公明党

佐藤 豊

**問** 3歳児健診時における弱視の屈折検査について伺う。①本市の3歳児健診時の視力検査の状況について。②屈折検査機器の導入の考えについて。

**答** ①母子保健法に基づき月1回の3歳児健診の際に全員を対象に視力検査を実施している。視力検査において、視力が低い可能性のある幼児などに対しては、令和元年8月より屈折検査を導入し、視能訓練士の指導により、弱視などの目の病気の早期発見、早期治療につなげている。令和2年度の状況は視力検査を受けた3歳児のうち、約3割に当たる66人の幼児が屈折検査

を受けている。②屈折検査機器については井原市民病院から借用し、対応している。このため、検査機器の購入は考えていないが、屈折検査の重要性は認識しており、令和4年度からは改訂された日本眼科医会による「3歳児健診における視覚検査マニュアル」に基づき、全3歳児を対象として屈折検査を行う予定である。今後も屈折検査を継続して実施していき、目の病気の早期発見、早期治療につなげ、子どもたちの目の健康への支援に努めていきたいと考えている。

**問** 観光ボランティアガイドの育成について伺う。

る観光まちづくりについて。②観光交流課と観光協会、市民団体との連携について。③観光を担う人材の育成について。

る観光まちづくりについて。②観光交流課と観光協会、市民団体との連携について。③観光を担う人材の育成について。

る観光まちづくりについて。②観光交流課と観光協会、市民団体との連携について。③観光を担う人材の育成について。

る観光まちづくりについて。②観光交流課と観光協会、市民団体との連携について。③観光を担う人材の育成について。

る観光まちづくりについて。②観光交流課と観光協会、市民団体との連携について。③観光を担う人材の育成について。

る観光まちづくりについて。②観光交流課と観光協会、市民団体との連携について。③観光を担う人材の育成について。

る観光まちづくりについて。②観光交流課と観光協会、市民団体との連携について。③観光を担う人材の育成について。

る観光まちづくりについて。②観光交流課と観光協会、市民団体との連携について。③観光を担う人材の育成について。

る観光まちづくりについて。②観光交流課と観光協会、市民団体との連携について。③観光を担う人材の育成について。

# 議会への提案箱

議会へ寄せられたご意見・ご提案に対する  
回答の一部をご紹介します。

**Q. 令和3年1月18日  
(月) 井原市民病院で人間ドックを受けました。市の補助も有り、安価で実施できました。ありがとうございました。支払いが現金のみでした。**

**市民病院での支払いを、カード又は電子マネーでの検討をお願いします。**

**キャッシュレス時代、井原市も考えて下さい。**

(青野町 男性)

**A.** 市民病院に確認したところ、「病院窓口での会計(支払い)方法として、クレジットカード決済の導入を決定し、現在、信販会社等と調整を進めており、本年(令和3年)夏まで

には導入する予定である。」とのことでした。

今後市民の皆様からのご意見等を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。

**【現在の状況】** 令和4年1月4日より、キャッシュレス決済を導入済み。



**Q. 令和3年5月16日より井原市でもコロナ感染「緊急事態宣言」の為、公共施設の利用の休止・休館が始まりました。**

この休館の時期に下記項目の点検改善が少しでも進むよう要望いたします。

井原体育館の窓について

(1) 2F 観客席後方の窓は何年もの間、開閉されておらずさび付いて開閉できない箇所が多くなります。

また、取手やフックの破損箇所がほとんどで空気・熱気の入れ替えが出来ない状態です。(2) 自動開閉式のカーテン、作動不良の箇所もあり点検修理が必要な状態です。

昨年より井原市教育委員会・スポーツ課には、ご提案をいたしました。近年の猛暑による熱中症死者の問題、コロナ感染拡大防止に対する換気の重要性の認識不足か?

市民や県内外の選手各競技も盛んに開催されています。このような状況は恥ずかしい

ことです。

市議会のお力をお借りして早く改善できましよう、どうぞよろしくお願いいたします。

(西江原町 男性)

**A.** 市の担当課に確認したところ、「井原体育館は、昭和54年に建設され約40年が経過しております。ご提案のありました2階観客席の窓につきましては32枚設置されており、この内、全く開閉ができないものと、開閉が悪いものを合わせますと12枚あります。

現在、業者と現地を確認し修繕を行うよう事務を進めているところでございます。

修繕が完了するまでの間は、2階観客席の開閉可能な窓に加えて、1階倉庫出入口の扉や非常口の扉の開放、アリーナ上部の換気扇を動作することで換気を行うこととしておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

また、自動開閉式のカーテンにつきましても、昭和54年の建設時に設置した物で、現在では部品の供給もなくなっており、一部自動での開閉が困難な状態であります。今後は、動作が悪いものから順次手動式に切り替えて開閉ができるようにして参りたいと考えております。」とのことでした。

**【現在の状況】** 2階観客席の窓については、開閉できないもの、開閉が悪いもの合わせて12枚を修繕済み。自動開閉式のカーテンについても、開閉が困難なものも手動式へ切り替え済み。



# 井原市議会「市民の声を聴く会」

## 議会活動の報告、議員との意見交換会の 参加団体を募集します！

井原市議会では、議会基本条例制定に伴い市民に真に開かれた議会を目指して、議会の活動状況の報告と議会や市政の在り方を自由に意見交換できる場として「市民の声を聴く会」を平成23年より開催してきました。

今までは、小学校区単位で年1回の開催としていましたが、今後は手上げ方式による通年開催へと変更し、市内の各種団体や自治会等も対象とすることとしました。

開催を希望する場合は、申込書にご記入いただき、議会事務局までご提出ください。

### 1. 対象

井原市内に所在する団体等が対象となります。  
(例：自治会、PTA関係、商工団体、その他各種団体など)



### 2. 開催日時・場所、意見交換のテーマ及び方法

お申込み団体との協議により決定します。

※なお、定例会会期中や新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、開催日時についてご希望に沿えない場合があります。

### 3. 開催時間及び参加人数

開催時間は、1時間30分程度とし、参加人数は、概ね10名以上でお願いします。

### 4. 応募方法

申込書に必要事項を記入して、議会事務局へ提出してください。

申込書は、議会事務局、芳井・美星支所、13地区公民館に備えてあるほか、井原市議会のホームページからもダウンロードできます。

### 5. その他

公平性の確保のため、同一団体との開催は原則として年1回とさせていただきます。



井原市議会ホームページ  
QRコード

※詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

○問い合わせ先  
井原市井原町311番地1  
井原市議会事務局  
電話：62-9535

### 市議会の傍聴

市議会の本会議及び委員会は一般に公開しています。会議当日の8時30分から市役所5階の議会事務局で受付いたします。どなたでも傍聴できますので、希望される方は議会事務局で傍聴券の交付を受け(先着順)、入場してください。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、傍聴される場合は、次の点についてご協力をお願いします。

- ・マスクの着用
- ・備え付け消毒液による手指の消毒
- ・検温の実施(37.5度以上の方は、ご遠慮願います)

### 行政視察の受け入れ

佐賀県武雄市議会議員の皆さんが視察に訪れ、当市議会の取り組みについて研修されました。

#### 佐賀県武雄市議会

令和3年11月15日

「議会基本条例について」

「市民の声を聴く会に」



### 2月定例会の仮日程

2月28日(月)	開	会
	(市長の提案説明)	
3月3日(木)	一 般 質 問	
3月4日(金)	一 般 質 問	
3月7日(月)	一 般 質 問	
3月8日(火)	議 案 審 議	
3月9日(水)	新 年 度 予 算 審 議	
3月10日(木)	(市民福祉委員会)	
3月14日(月)	(建設水道委員会)	
3月15日(火)	(総務文教委員会)	
3月16日(水)	(予算決算委員会)	
3月18日(金)	(予算決算委員会)	
3月24日(木)	議 案 審 議 ・ 閉 会	

日程については、2月22日(火)の議会運営委員会で協議した後、ホームページ等でお知らせします。

### ～ 会議録の検索 ～



「QRコード」からアクセスできます。



井原市議会のホームページでは、平成24年2月定例会分から常任委員会の会議録(要点筆記)を公開しています。また、平成9年3月定例会以降の本会議の会議録を検索することができます。

市のホームページから市議会ホームページへアクセスし、「会議録」をクリックしてください。

(井原市ホームページアドレス：

<http://www.city.ibara.okayama.jp>)

なお、この会議録につきましては、正式な会議録とは若干異なります。

### 編集後記

暦の上では早や二月。旧暦二月は梅見月とも云われ、野山に花草が芽吹きはじめる頃です。暖かな春の陽射しを心待ちにしているこの頃です。

市議会では、市立高校生との意見交換会(主権者教育、市民の声を聴く会、委員会の行政視察等を予定していましたが、オミクロン株の感染拡大により中止・延期を余儀なくされました。一刻も早い終息を願うばかりです。活動制限がある中、議会だより等を通じ少しでも多くの方に議会の様子をお知らせできればと思います。(上野安晃)

### 広聴広報委員会

委員長	荒木 謙二
副委員長	西村慎次郎
委員	上野 安晃
〃	細羽 敏彦
〃	多賀 信祥
〃	原田 敬久
〃	三宅 孝之
〃	沖久 教人